

(結果公表様式)

## 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（素案）に対する

### パブリックコメントの結果について

#### 1 募集の概要

件名	第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（素案）について
意見の募集期間	令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティセンター、祢津公民館、和コミュニティセンター、北御牧庁舎
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 13人 (2) 提出意見数 58件
実施機関	東御市市民生活部 生活環境課 環境対策係 電話：0268-64-5896 ファックス：0268-63-6908 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

#### 2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	4	6
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	4	10
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	5	12
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	12	30
	計	25	58

※第2次地球温暖化対策地域推進経過う計画（素案）の内容に直接関係しないご意見等については、区分Eのその他のご意見に集計させていただいております。

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（〇人）と一致しません。

### 3 ご意見の内容と市の考え方について

※類似の意見については集約し、( ) にて意見数を表示しております。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	カーボンニュートラルは伐採や運搬でCO <sub>2</sub> は排出され、伐採した分の植林をしても成木になるまでのタイムラグが発生する等から、机上の空論であり、多くの識者が異議を唱えている。(2)	カーボンニュートラルについては環境省や林野庁のHPにも記載されている考え方であるため、当計画では採用しております。	E
2	カーボンニュートラルはカーボンオフセットの考えに基づき、燃焼時排出された分のCO <sub>2</sub> を吸収固定できるだけの森林再生が必要となる。それがなければ膨大なCO <sub>2</sub> を排出するだけであり、計画内の説明では不適當である。(4) (カーボンニュートラルに関する標記の訂正案をいただきました)	本文の説明について、頂いた意見を参考に變更いたします。	B
3	「資料3 温室効果ガス削減量の算定方法」の中に信州ウッドパワーの発電出力をもとにした計算がありますが、これは削減量ではなく排出量ではないか。	カーボンニュートラルの観点から木質バイオマス発電による排出量は0とし、化石燃料を使用して同等の発電を行った際の数字が削減できると考えております。そのため、表中の計算は排出量の計算となりますが、削減量としてしています。	A
4	「資料3 温室効果ガス削減量の算定方法」の木質バイオマス発電所による削減量は、木質バイオマス発電分を中部電力が発電しないことを前提にしており、カーボンニュートラルの考えから木質バイオマス発電による排出量を0とみなしているが、中部電力が実際にどれだけ発電量を減らすか明確でない。(2)	頂いた意見を参考に、今後検証いたします。	C
5	木質バイオマスエネルギーは活用されなかった生物由来のエネルギーを有効利用することで、本来の用途が	計画されている森林経営に基づいて間伐などに伴う活用されない生物由来の未利用材をバイオマスエ	C

	ある森林木材をバイオマスエネルギーのために伐採するのは本末転倒。普及促進するようなものではない。	エネルギーに使用します。	
6	本当に木質バイオマス発電所がCO2排出量の削減に貢献するのか疑問である。(4)	カーボンニュートラルの観点から化石燃料の使用削減につながると考えております。	E
7	木質バイオマス発電所による削減量として約8,000tの削減とあるが、木材等燃焼時における二酸化炭素、メタン、一酸化炭素等の排出量について試算を行われていないのは不作為である。	カーボンニュートラルの観点から二酸化炭素は0として扱っております。また、メタンや一酸化炭素等についてはP2に記載しているとおり、当計画では対象としておりません。	A
8	木質バイオマス発電所の削減量計算には木材運搬やチップ化等の際に排出されるCO2が入っていないため、計算に入れるべきではないか。(3)	運搬距離や回数等、不明な部分があるため反映しておりません。頂いたご意見について、今後の参考にさせていただきます。	C
9	木質バイオマス発電所で生産された電力が市外で使われるなら東御市に何も恩恵がないCO2を排出する施設なので、もっと計画の中で考慮すべきと感じる。	住宅用太陽光発電の余剰売電と同様で、発電された電気が送電の中ですべてが市内で消費されるとは限りませんが、電力需給につながると考えます。	E
10	過去に木質バイオマス発電所の説明会を要請した際は「市は関係ない」としたのに、施策目標の実績には組み込まれていることから、市が主体となって導入する施策として位置づけられている。どういうことか。(4)	施策については市民・事業者の取り組みも含めて記載しており、市が主体でないものも含まれています。施策目標にて計算を行っているものはその時点で入手できた情報から計算しています。	E
11	施策総括表での「再生可能エネルギーの利用促進」内の「その他再生可能エネルギー設備の導入」の削減目標は木質バイオマス発電所の数値が使用されているが、「5 具体的な施策と取り組み内容」に木質バイオマス発電所の記載がない。(3)	「その他再生可能エネルギー設備の導入」として位置づけており、バイオマスエネルギー設備の導入についても同ページにて記載しております。区分を見直し、わかりやすい表記に変更いたします。	B
12	施策総括表の「その他再生可能エネルギー設備の導入」の2018年度実績に「情報収集を行い、導入の可能性を検討した」とあるが、具体的にどのような検討を行ったのか。(3)	小水力発電や地中熱利用等について研修や調査データ等による情報収集を行い、当市へ導入が可能かを検討しています。	E

1 3	「その他再生可能エネルギー設備の導入」について、第1次計画からどのように見直して施策を決定したか、2010年から2019年までの年度ごとに具体的に明らかにすべき。	1 施策のみを10年分記載する必要はないと考えます。 また、過去の報告につきましては市HPにて議事要旨として公開しております。	C
1 4	木質バイオマス発電所（信州ウッドパワー）の名称が「資料3 温室効果ガス削減量の算定方法」内の小さい字しかなく、隠そうという印象を受ける。どのような意図でこのような表記になっているのか。	算定方法の表についてはレイアウトの関係から縮小をせざるを得ず、文字が小さくなっております。 また、取り組み内容については実施主体が事業者であるため、特定の名称を記載しません。	E
1 5	木材燃焼にともなう発熱量について検討されていない。木質バイオマス発電所の発熱量により東御市の気温がどの程度上昇させるかの検討がないのは不作為である。	頂いたご意見を参考に今後検証いたします。	C
1 6	木質バイオマス発電所のため木材が足りない分は放射能汚染材を持ってこられたり、市内の森林を伐採されたりして、CO2の増加や環境悪化するのではないか。また、災害等で火災などの大きな事故が発生するのではないか。（3）	森林の保全についてはP42に記載されており、環境破壊につながる過度な伐採は行われないと考えます。	E
1 7	実効性のない、計画の数値目標のための木質バイオマス事業を推進しても、空気や土壌の汚染、森林の破壊等が容易に想像できます。市として責任をもって自然を守ってほしい。	木質バイオマス発電は再生可能エネルギーとして位置づけられており、環境を汚染・破壊するものとは考えておりません。	E
1 8	2019年10月に気候変動政策等の専門家や市民団体等276人が連名で「固定価格買取制度におけるバイオマス発電の認定に温室効果ガス削減評価を求める声明」を発表したこと、経産省が2019年4月にバイオマス持続可能性ワーキンググループを設置し、主に液体バイオマス燃料の持続可能性について審議を進めており、バイオマス発電におけるGHG評価については今後の課題としてい	頂いたご意見について参考にさせていただきます。	C

	ることについて、どう認識しているのか。		
19	第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の策定過程が周知されていないことは、パブリックコメント実施要領が添付されていないことに象徴されている。なぜ市民から意見を求めるのか計画策定の矜持を求めたい。	実施要領についてはホームページでの公開をしておりました。	E
20	当市の独自性を持つ第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(素案)であるために、策定の経緯、庁内委員会、協議会、審議会等でどのような議論をなされたのか経過を示すことが求められる。最低でも議事録を掲載すること。	議事録についてはホームページで公開しなければならないところ、第2回、第3回の更新がされておりました。ホームページを更新しましたのでご覧ください。	E
21	計画の基本方針についてどのように導かれたか不明。第1次計画のPDCAの結果が第2次計画であり、これまでの取り組みが示されて初めてSDGsとの関連を示すことができる。それがないため、なぜSDGsの目標達成に資するのかが説明されていないことになる。	基本方針については施策の大分類が分かりやすく、連動したものになるよう作成をしております。 第1次計画については記載内容を追加します。 またSDGsは独立した世界目標であり、当計画の施策を推進することで目標達成に貢献します。 なお、市では、2020年3月1日に施行する「東御市SDGs庁内推進指針」において、総合計画に関連する施策とSDGsの関連を明らかにするとともに、市のSDGsローカル指標を用い、SDGsの目標達成にどう貢献したのかを計測・評価し、PDCAサイクルを回していくととしています。	B
22	第2次計画なので、第1次計画の内容及び成果を提示すべき。	記載内容を追加します。	B
23	国際社会・国内・長野県の取り組みがあるならば東御市の取り組みを示すべきであり、第1次計画の経過及び	年表として示していませんが、P22にて東御市の取り組みを示しております。	A

	<p>総括は必須である。</p> <p>また、年表に東御市の動きを示すべきである。</p>		
24	<p>現状趨勢ケースの削減量について、短期で基準年度比 6.5%、長期で 15.1%と数字が増加しているのに対し、対策ケースの削減量のうち、東御市分が短期で 30.7%、長期で 24.5%と数字が減少していることに違和感を覚える。</p> <p>また、対策ケースの削減量のうち、2013 年度から 2019 年度までの実績（単年度分除く）と国の取り組みによる削減量推計という「施策外の削減量」が 70%前後となっており、その内訳を示してほしい。</p>	<p>現状趨勢ケースの排出量推計は過去 5 年分の排出量の推移から推計したものであり、第 1 次計画に基づく削減をしている状態での推計です。そのため、削減量には市民・事業者・市の取り組みや、国・県の取り組みも含まれています。</p> <p>対して、コメントにある対策ケースの東御市分というのは削減量全体の中の割合であり、現状趨勢ケースの削減率と比較できるものではありません。</p> <p>また、国の取り組みによる削減量推計については P31、P63 に示しています。</p> <p>2013 年度から 2019 年度までの実績（単年度分除く）につきましては P61 に記載をいたします。</p>	B
25	<p>パブリックコメントを募集するのであれば、「計画の中心的施策」を最初に乗せ、「地球温暖化問題の解説」は巻末資料にした方がよい。</p>	<p>頂いたご意見について、今後の参考にさせていただきます。</p>	C
26	<p>「東御市における部門別温室効果ガス排出量が約 3 割と最も多い運輸部門の排出量削減は欠かせません」とあるが、具体的、積極的な内容がない。</p>	<p>P39～41 に取り組み内容が記載しておりますが、さらなる具体的施策や改善等を、いただいたご意見を参考に今後検証いたします。</p>	A
27	<p>施策総括表の「コンパクトなまちづくりの推進」の実績状況が「事例研究中」とあるが、具体的にどのような研究をしているのか。</p>	<p>国の推奨している立地適正化計画等について、他市町の状況を情報収集し、研究しました。</p> <p>協議の結果、この項目については削除いたします。</p>	B
28	<p>「5 具体的な施策と取り組み内容」として市が山林の効率的な間伐を行うとあるが、市が間伐を行うのか。</p>	<p>ご意見を参考に、取り組み内容について変更いたします。</p>	B

29	<p>カーボンニュートラルとして推進しても、燃料のための過度な間伐や皆伐を行って森林が減少しては吸収量が足りず、結果 CO2 排出量増加となるため、森林保全を行うことを「5 具体的な施策と取り組み内容」に明記することを要望する。</p>	<p>森林の保全については P42 に記載されており、環境破壊につながる過度な伐採は行われないと考えます。</p>	C
30	<p>温暖化の進行は明らかであり、緩和しても冷涼化はしないことから、適応策が重要であるので、「5 具体的な施策と取り組み内容」にある防災対策の推進に「防災計画は環境計画の趣旨を踏まえて作成されていること」「降雨量等の想定やそれに関する見直しの頻度」を記載するとわかりやすい。</p>	<p>当計画は地球温暖化対策計画であり、適応としての防災は重要ではありますが、降雨量や見直しの頻度等の具体的内容は防災計画に記載されています。</p>	C